日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料４

令和7年度税制改正大綱について
（自民党・公明党）

2025年1月14日
日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association.All Rights Reserved.

Ⅰ．実現した要望事項

要望事項（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
【確定拠出年金制度の拡充等】 〇DC・iDeCoの拠出限度額の引上げ 〇iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ（65歳から70歳に延長） 〇DCにおけるマッチング拠出の弾力化	〇
【NISA制度の更なる利便性向上等】 〇つみたて投資枠におけるETFに係る要件の見直しを行うこと（最低取引単位等の緩和） 〇金融機関変更時の即日買付を可能とすること 〇NISAに関する手続き等の見直し（ジュニアNISA口座のみなし廃止）	〇
【世代間の資産承継を円滑にするための税制措置】 〇投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること	〇
【特定口座等の利便性向上】 〇グループ通算制度を採用する株式会社において、スピンオフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと	〇
【投資信託・投資法人制度等の拡充】 〇投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること 〇投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること	〇

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－1. 確定拠出年金制度の拡充等

〇DC・iDeCoの拠出限度額の引上げ
〇iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ（65歳から70歳に延長）
〇DCにおけるマッチング拠出の弾力化

令和7年度税制改正大綱 （23、24頁）

(1) 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額 6.2 万円（現行：月額 5.5 万円）

ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額 6.2 万円（現行：月額 5.5 万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

③ 個人型確定拠出年金制度について、60 歳以上 70 歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額 6.2万円とする。

④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。

イ 第一号被保険者 月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）

ロ 企業年金加入者 月額 6.2 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額 2.0 万円）

ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。）月額 6.2 万円（現行：月額 2.3 万円）

⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）とする。

⑥ その他所要の措置を講ずる。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

（参考）拠出限度額の引上げ

① 勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、2号被保険者のiDeCoについて「穴埋め」型の限度額の引上げを行う。
② そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの賃金上昇率を勘案し、2号の共通拠出限度額について、5.5万円から6.2万円に引き上げる。
③ 1号共通限度額については、2号との公正性の観点から、2号と同額の引上げ。

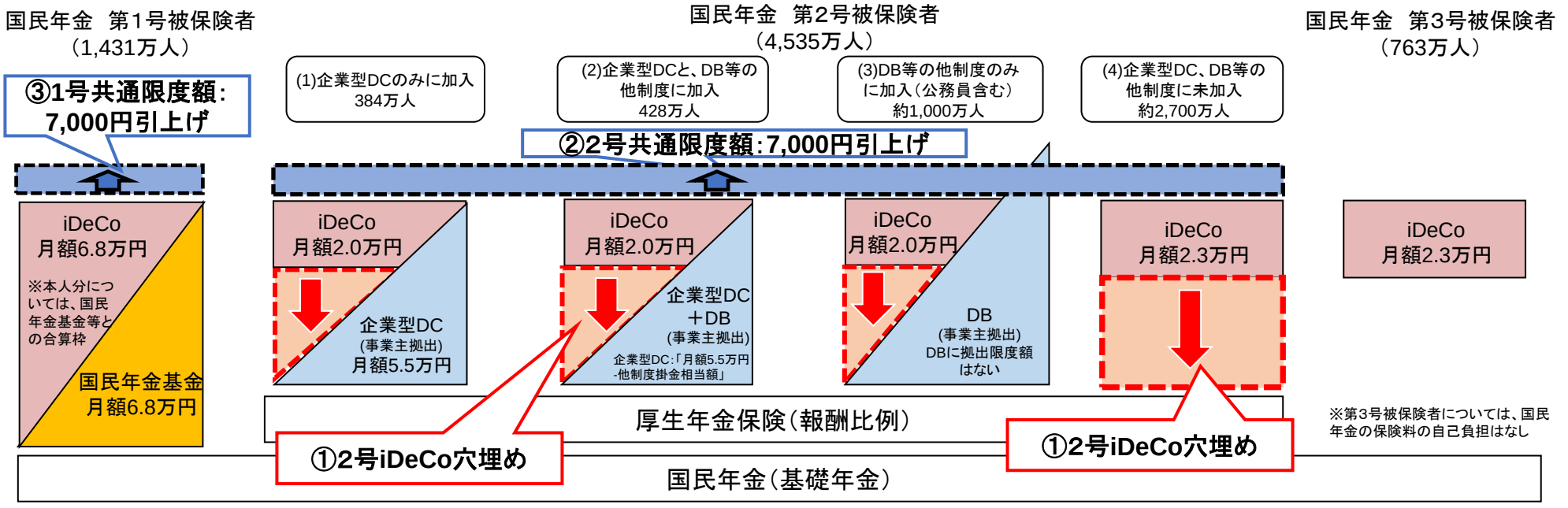

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

（参考）私的年金等に関する公平な税制のあり方

令和7年度税制改正大綱（10、11頁）

第一　令和7年度税制改正の基本的考え方

3．経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした考えの下、勤務先の企業が企業年金を設けているかどうか、企業年金の形態がどうであるかといった違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成をできる環境の整備を進めるため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め型」による引上げを行う。

さらに、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案し、確定拠出年金の拠出限度額について7,000円の引上げを行う。また、公的年金による保障が相対的に限定的な個人事業主のiDeCoの拠出限度額についても、同額の引上げを行う。確定拠出年金については、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いといった実態もある。今後、こうした実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、結論を得る。

包括的所得課税の下では、拠出時に所得控除の対象とされる、私的年金を含む年金については、給付時において相応の課税がなされることが原則と考えられる。しかしながら、現行の年金課税や退職所得課税の下では、私的年金の給付時課税が限定的となっており、給付時課税のあり方を検討する必要がある。

また、退職金や私的年金等の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると1年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していないといった指摘もある。

退職金や私的年金等のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係すること等を十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。例えば、各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深め、具体的な案の検討を進めていく。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－2. NISA制度の更なる利便性向上等

○つみたて投資枠におけるETFに係る要件の見直し（最低取引単位等の緩和）

令和7年度税制改正大綱 （24～26頁）

（2） 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。

イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、次の措置を講ずる。

（イ） 当該取得対価の額を1口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位）当たり1万円以下（現行：1,000円以下）に引き上げる。

（ロ） 下記ロにより、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。

a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。

b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。

c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下であること。

（注）上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表されたその日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。

ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、一定額をもって取得することができる上場株式投資信託の受益権（その口数のうち最も多い口数のものに限る。）につき定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－2. NISA制度の更なる利便性向上等

○金融機関変更時の即日買付を可能とすること

令和7年度税制改正大綱 （24、25頁）

（2） 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。

イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日）において設けられることとする。

ロ 非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。

ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－2. NISA制度の更なる利便性向上等

〇NISAに関する手続き等の見直し（ジュニアNISA口座のみなし廃止）

令和7年度税制改正大綱 （26頁）

（3） 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書を提出したものとみなすこととする。

① 当該居住者等の未成年者口座に設けられる非課税管理勘定のうち最も新しい年分の勘定に係る非課税期間終了の日（当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日をいう。）の翌日又は継続管理勘定に係る非課税期間終了の日（当該居住者等がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日をいう。）の翌日のいずれか遅い日

② 令和8年1月1日

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－3. 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

○投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、物納の要件等を緩和すること

令和7年度税制改正大綱 （19頁）
第一 令和7年度税制改正の基本的考え方
6. 円滑・適正な納税のための環境整備
（2）課税・徴収手続等の整備・適正化
（略）
物納許可限度額等の計算方法について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう見直しを行う。あわせて、本制度や今般の見直しについて納税者への丁寧な説明を行うとともに、物納申請等への適切な対応を行う。

令和7年度税制改正大綱 （49頁）
（1） 相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行う。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－4. 特定口座等の利便性向上

○グループ通算制度を採用する株式会社において、スピンオフを実施する場合の株主の税務簿価計算に用いる交付金銭等情報の算出方法を見直すこと

令和7年度税制改正大綱 （72、73頁）

（4） 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分配資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合につき次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の投資簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額とする。

② 割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において上記の通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算する。

（注1）上記の「簿価修正相当額」とは、離脱法人の株式を有する通算法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時（以下「前期期末時」という。）においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配の直前においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいう。

（注2）上記（注1）の「離脱法人」とは、他の通算法人（初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）のうち上記の株式分配に起因して通算終了事由が生ずるものをいう。

（注3）上記（注1）の前事業年度終了の時は、上記（注1）の通算法人が株式分配の日以前6月以内に仮決算による中間申告をしていた場合には、その中間申告に係る期間終了の時とする。

（注4）前期期末時から株式分配の直前の時までの間に上記（注1）の離脱法人の資本金等の額又は利益積立金額（所得の金額及び投資簿価修正に係る金額を除く。）の増減がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額にその増減額を加減算し、株式分配の直前の時において上記（注1）の離脱法人が有する資産に他の離脱法人の株式がある場合には前期期末時においてその離脱法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額に他の離脱法人の株式の簿価修正相当額を加減算する。

（注5）通算法人の行った適格株式分配に係る資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の行った分割型分割に係るみなし配当の額の計算の基礎となる分割資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる分割純資産対応帳簿価額についての分割型分割の直前のその通算法人の資本金等の額及び分割型分割の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合の計算上含まれる通算子法人の株式の帳簿価額についても、同様とする。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

（参考）スピンオフ関係

スピンオフをする元親会社（A社）の株主における、スピンオフされた子会社（B社）の株式の取得価額及び残されたA社株式の帳簿価額の計算に用いる分配資産割合については、現行制度では「スピンオフ直前」の数値を用いることとされている。
グループ通算制度の適用会社は、スピンオフによるB社のグループ離脱に伴う投資簿価修正が生じるため、スピンオフ時点では分配資産割合が確定できなかった。

→グループ通算制度の適用会社におけるスピンオフ時の分配資産割合について、スピンオフされる子会社（B社）のグループ離脱による投資簿価修正を踏まえた帳簿価額の計算がスピンオフの実行に間に合うよう所要の措置が講じられた。

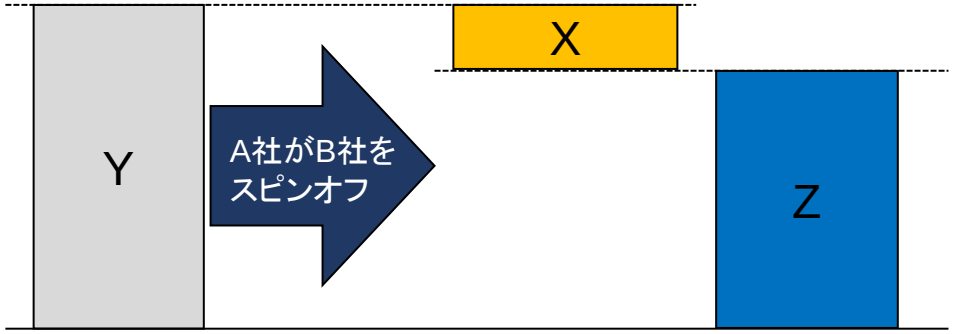

X ＝ Y × 分配資産割合

Z ＝ Y － X

現行

$$\text{分配資産割合} = \frac{\text{スピンオフ直前のA社におけるB社株式帳簿価額相当の金額（スピンオフ直前のB社に係る投資簿価修正額を反映）}}{\text{スピンオフの前事業年度終了時のA社の簿価純資産価額}}$$

改正後

$$\text{分配資産割合} = \frac{\text{スピンオフの前事業年度終了時のA社におけるB社株式帳簿価額相当の金額（スピンオフの前事業年度終了時のB社に係る投資簿価修正額を反映）}}{\text{スピンオフの前事業年度終了時のA社の簿価純資産価額＋スピンオフの前事業年度終了時のB社に係る投資簿価修正額}}$$

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－4. 特定口座等の利便性向上

○金融機関変更時の即日買付後にNISAに該当しないこととされた上場株式等の特定口座への受入れ

令和7年度税制改正大綱 （26頁）

（4） 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等を加えることとする。

① 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。）の提出をしたことにより開設された口座でその開設の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

② 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対し勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等をしたことにより非課税口座に設けられた勘定でその設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととされたものに係る上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅰ－5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

○投資法人等が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を延長すること

令和7年度税制改正大綱 （40頁）
（9） 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

	登録免許税率（所有権の移転）
本則	2.0%
投資法人等	**1.3%**

○投資法人等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること

令和7年度税制改正大綱 （47頁）
（40） 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
（41） 信託会社等が投資信託により取得した一定の不動産及び投資法人が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

	不動産取得税率
通常（土地・住宅）	3.0%
投資法人等	**課税標準額を2/5に軽減（実質1.2%）**

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅱ．検討事項とされた要望事項

要望事項（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
【金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置】 ○デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること	△ （長期検討事項）
【国際的な金融取引の円滑化のための税制措置】 ○クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと	△ （長期検討事項）

令和7年度税制改正大綱 （106頁）
第三　検討事項
　２　デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅲ. 未実現の要望事項

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
【NISA制度の更なる利便性向上等】 〇口座開設10年後の所在地確認の廃止	大綱に記載あり （下記参照）
【NISA制度の更なる利便性向上等】 〇つみたて投資枠におけるアクティブETFの要件の整備	大綱に記載なし
【相続税評価方法等の見直し等】 〇資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額等を見直すこと	×

令和7年度税制改正大綱 （6頁）
第一　令和7年度税制改正の基本的考え方
1．成長型経済への移行
（2）スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備
（略）
また、NISA口座の開設後 10 年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅳ. その他

○道府県民税利子割の税収帰属の適正化

令和7年度税制改正大綱 （9、10頁）
第一　令和7年度税制改正の基本的考え方
2. 地方創生や活力ある地域経済の実現
（3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築
（略）
特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和８年度税制改正において結論を得る。

○退職所得控除の調整規定等の見直し

令和7年度税制改正大綱 （34、35、37頁）
（4）退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前９年内に一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を 10 年（現行：７年）とする。
（注）上記の改正は、令和８年１月１日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.

Ⅳ. その他

○年金課税のあり方

令和7年度税制改正大綱 （106頁）
第三　検討事項
1　年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成 30 年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

○暗号資産取引に係る課税の見直し

令和7年度税制改正大綱 （106頁）
第三　検討事項
3　暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすることを前提に、その見直しを検討する。

©JapanSecuritiesDealersAssociation.AllRightsReserved.